

特定利用者情報の取扱い に関する規律の詳細における 検討事項について

2022年7月1日

主婦連合会



デジタルサービスに関連する消費者の情報の取り扱いについて、消費者の多くがその詳細やリスクを理解しないままにサービスを利用しています。

利用者情報の取扱いに関して、事業者の規模の大小を問わず、消費者が不利益を被ることのないよう、明確で実効性のある規律を求めます。

検討事項①

規律の対象となる電気通信事業者(役務)の基準

- 規模の大小に関わりなく利用者情報を扱う全ての事業者を対象にすべきではないか。
- 仮に基準を設けた場合でも、義務付けの対象外となる事業者に対し、ガイドラインなどで特定利用者情報の適正な取扱いが行われるようにすべきである。

検討事項②

検索情報電気通信役務の詳細

検索サービス(検索情報電気通信役務)では、分野横断的な検索サービスや利用者数が非常に多いものに限るのではなく、利用者情報を扱う全ての事業者を対象にすべきではないか。

検討事項③

媒介相当電気通信役務の詳細

他人の通信を実質的に媒介する電気通信役務(媒介相当電気通信役務)は、利用者数が非常に多いものに限るのではなく、付随的な実質的媒介や商取引に関する情報を扱う場合も含め、利用者情報を扱う全ての事業者を対象にすべき。

- レビュー機能やコメント機能を付随的に有するサイト
- ネットオークション、オンラインフリーマーケット
も対象にすべきではないか。

検討事項④

規律対象者の指定に際して報告を求める内容

- 利用者数に関わらず、毎年度、毎報告年度経過1月以内に、利用者の状況（該当する電気通信役務と資料者数）を報告すべきではないか。

検討事項⑤ 規律の対象となる情報

- 事務局資料の15ページ、「ご議論いただきたい事項」に書かれている内容でいいのではないか。

検討事項⑥ 情報取扱規定の詳細

- 事務局資料の18ページ、「ご議論いただきたい事項」1.～5.に書かれている内容でいいのではないか。

検討事項⑦ 情報取扱方針の詳細

- 事務局資料の24ページ、「ご議論いただきたい事項」に書かれている内容でいいのではないか。
- 利用者が理解しやすいわかりやすい記載とし、トップページから利用者が確認しやすいように配慮するなど、使いやすい構造とする。

検討事項⑧

特定利用者情報の取扱状況の評価の詳細

- 事務局資料の29ページ、「ご議論いただきたい事項」1.～3.に書かれている内容でいいのではないかと。
- グローバル企業においては、日本の利用者情報に関しての評価が求められるのではないかと。

検討事項⑨

特定利用者情報統括管理者の要件

- 事務局資料の31ページ、「ご議論いただきたい事項」に書かれている内容でいいのではないか。

検討事項⑩

事故報告の対象となる特定利用者情報の詳細

- 事務局資料の35ページ、「ご議論いただきたい事項」に書かれている内容でいいのではないか。